

6. 鋼船規則 B 編における改正点の解説 (船底検査)

1. はじめに

2010年10月15日付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編 (外国籍船舶用) 中、船底検査に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2010年10月15日以降に申込みのある船舶の検査に適用されている。

2. 改正の背景

水中検査のために必要な措置を講じ、本会が承認した場合、定期検査の時期に行う船底検査及び建造後15年以上のばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船に対して行われる船底検査を除き、船底検査を水中検査で行うことができる旨、鋼船規則 B 編 6.1.2 に規定されている。

同規定は、IACS 統一規則 Z3 に基づき鋼船規則に取入れたものであるが、このうち、定期検査の時期に行う船底検査に関して、IACS 統一規則 Z3 では一般乾貨物船及び船級符号に“Enhanced Survey Programme” (略号 ESP) を付記された船舶について水中検査で行うことができない旨規定されているのに対し、現行鋼船規則では一般乾貨物船及び船級符号に ESP が付記された船舶以外の船舶も含むすべての船舶について水中検査で行うことができない旨規定されており、両者で取扱いが異なっている。

上記鋼船規則の取扱いは、従来、定期検査における船底検査については船種によらず入渠又は上架した上で検査を

行うことが必要であるとの判断によるものであるが、一般乾貨物船及び船級符号に ESP が付記された船舶以外の船舶について、選択可能なオプションとして定期検査の時期に行う船底検査を水中検査で行うことができるよう、IACS 統一規則 Z3 (Rev.4) に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 一般乾貨物船及び船級符号に ESP が付記された船舶以外の船舶であって、本会が承認した水中検査のために必要な措置が講じられた船舶にあつては、定期検査の時期に行う船底検査を水中検査で行うことができるよう改めた。
- (2) ただし、主管庁による承認を得た場合を除き、船底検査を連続して水中検査で行うことはできない旨規定した。
- (3) 主管庁による承認を得て、船底検査を連続して水中検査で行う場合には、船底弁等の開放検査について、外観検査の結果、本会が差し支えないと認めた場合には同検査を省略できる旨規定した。
- (4) 定期検査の時期に行う船底検査を水中検査で行う場合であつて、本会が適当と認めた場合には、アンカー及びアンカーチェーンの配列を省略して外観検査を行うことができる旨規定した。

7. 鋼船規則 B 編及び関連検査要領における改正点の解説 (IMO 塗装性能基準の保守及び補修)

1. はじめに

2010年10月15日付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編及び関連検査要領中、IMO 塗装性能基準の保守及び補修に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2010年10月15日以降に申込みのある船舶の検査に適用されている。

2. 改正の背景

IMO 塗装性能基準 (決議 MSC.215(82)) では、建造時の塗装性能要件に加え、就航後の塗装の保守及び補修についても規定している。このため、2009年5月開催の IMO 第86回海上安全委員会 (MSC86) において、就航後の塗装の保守及び補修に関する指針 (非強制) が MSC.1/Circ.1330

として承認された。

このため、IMO 塗装性能基準の保守及び補修に関する要件を明確化するよう、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 鋼船規則 B 編表 B3.1 第11項 (外国籍船舶用は第10項) として、定期的検査において塗装テクニカルファイルが船上に保管されていること並びに塗装に関する保守及び補修の記録が本ファイルに保管されていることを確認する旨を規定した。
- (2) 鋼船規則検査要領 B3.2.1-3.として、塗装に関する保守及び補修の記録は、MSC.1/Circ.1330 に基づくことを推奨する旨を規定した。